

# 森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る業務方法書の運用について

森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る業務方法書（以下「業務方法書」という。）の運用に関する事項について下記のとおり定める。

## 第1 対象森林

### 1 算定の対象森林

(1) 本交付金の算定の対象となる森林（以下「対象森林」という。）は、原則、活動を行う時点において、森林経営計画及び森林施業計画が策定されていないことが必要であるため、活動組織は、採択申請にあたり、対象森林について、管轄する市町の林務担当部局等と森林経営計画等が策定されていないことを十分確認を行うこと。

ただし、森林空間利用タイプについては、森林経営計画及び森林施業計画を策定している森林であっても対象森林とすることができる。

(2) 対象森林は、活動組織が活動を実施した区域に限る。

### 2 面積の測定

(1) 対象森林の面積の測定は、原則、現地で測定する。

なお、過去に現地測量された図面があり、これを活用できる場合は、現地での測定を省略できるものとする。

(2) 前号の面積の算定は、GPS（簡易 GPS 含む）、ポケットコンパス等により行う。

(3) (1) により測定した区域は、活動計画書に規定する計画図に記載するとともに、富山県森林・山村多面的機能推進協議会（以下、「協議会」という。）等の求めに応じ、現地で明示できるよう管理するものとする。

(4) 採択申請書に記載する面積については、(1) から (3) によらず、図上で計測することができる。

ただし、実施状況報告の提出の際には、(1) から (3) の要件を満たすよう面積を測定すること。

## 第2 活動組織

1 森林・山村多面的機能発揮対策交付金を申請する団体のうち、森づくり活動の実績がない団体にあつては、活動に必要な技術講習や安全講習等を受講し、継続的な活動が図られるようにすること。

2 活動組織は、業務方法書第4条に定める事項を遵守すること。

3 活動組織は、活動計画に基づき、活動を継続すること。

なお、活動の継続ができなくなった場合は、原則、業務方法書第8条に基づき、交付した交付金の全部又は一部を協議会に返還すること。

## 第3 事業の実施（共通）

### 1 交付対象経費

交付対象経費は、森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（以下「実施要領」という。）第2の別紙3第5の4に掲げる経費とする。

## 2 交付金の算定

(1) 交付金の算定は、実施要領第2の別紙3第5の1のとおりとする。

(2) 歩道、作業道等の作設、刈払い等（以下「作業道等整備」という。）を行なう場合は、整備した歩道、作業道等を活用した森林の整備を、同一年度に必ず行なうこと。

なお、作業道等整備地を対象森林とする場合、整備した延長に標準的な整備幅を乗じ算出した値を計上すること。

## 3 採択申請書等の提出

活動組織は、業務方法書第5条第1項、第6条第1項及び第9条第1項により採択申請書等を市町村又は県農林振興センター（以下「センター」という。）に提出すること。

## 4 採択申請書等の調査及び提出

市町村及びセンターは前項により、採択申請書等が提出された際は、別紙1「調査票」により、提出があった書類を調査し、「調査票」に意見を付し、センターを経由し、協議会長に提出するものとする。

なお、提出があった実施状況報告書の件数の概ね10%を無作為に抽出し、現地調査を行うこと。

## 5 採択決定前の着手

活動組織は、原則として、協議会からの採択決定を受け事業に着手するものとする。ただし、やむを得ない理由により採択決定前に事業に着手する場合は、活動組織は、あらかじめ第3項の提出先に、実施要領別紙3第4の6に定める採択決定前着手届を提出した上で、協議会の総会での審査後、実施できるものとする。

なお、この場合、下記事項について了知すること。

(1) 採択決定までのあらゆる損失が生じた場合は、自らが負担すること

(2) 不採択又は採択決定額が採択申請額に満たない場合においても、異議を申し立てないこと。

(3) 活動は、採択申請に記載する計画により実施するものとし、採択決定を受けるまでの期間内に計画を変更しないこと。

(4) 採択決定前に実施した活動を実績額として計上する場合は、活動記録、金銭出納簿、領収書及び作業写真等を整理し、実施状況報告の際に提出すること。

## 第4 事業の実施（委託）

活動の一部を委託する場合は、原則、下記により実施するものとする。

### 1 受託者の選定

活動組織は、委託を行う場合、できる限り複数の者から見積を徴し、受託者を選定するものとする。

### 2 契約

(1) 活動組織は、委託契約書を、別記様式1号を参考に作成し、前項で選定した受託者と契約するものとする。

(2) 委託業務の内容又は経費について変更があった場合は、(1)に準じ、契約の変更を行うこと。

### 3 業務の実施

活動組織は、受託者に対して指導、監督を行い委託業務が適正に実施されるよう努めるもの

とする。

#### 4 業務の完了

- (1) 受託者は、業務完了後、実績報告書（別記様式2号）を活動組織の代表に提出するものとする。
- (2) 受託者は、実績報告書に、施業箇所位置図（1/50,000 程度）、施業図（1/5,000 程度）、現地写真（着工前、作業中、完成）を添付すること。
- (3) 活動組織は、実績報告書受理後、受託者と立会いの上、検査を実施するものとする。
- (4) 検査は、書類検査（施業図、現地写真等の確認）及び現地検査により行うこと。
- (5) 現地検査は、原則、下記により行うこと。

##### ①施業区域

施業区域が、施業図に示された区域と一致するか、受託者が区域を測定した機器（GPS、ポケットコンパス等）等を用い照合・確認するものとする。

##### ②伐採状況

ア 不用木の除去、不良木の淘汰及び竹林整備（再生竹の除去含む）を行なった場合、契約の内容に従い伐採されているか確認するものとする。

イ 前項による確認は、標準的な箇所 100 m<sup>2</sup>内において、伐採状況（本数、伐採率）を確認するものとする。なお、確認箇所数は下記のとおりとする。

- |   |                 |                           |
|---|-----------------|---------------------------|
| a | 1 ha 未満         | 1 箇所                      |
| b | 1 ha 以上 5 ha 未満 | 2 箇所                      |
| c | 5 ha 以上         | (施業面積 ÷ 3) 箇所 ※小数点以下は切り上げ |

##### ③歩道・作業道整備

延長、幅員について、下記箇所数の確認を行う。

- |   |         |                      |
|---|---------|----------------------|
| ア | 300m 未満 | 2 箇所                 |
| イ | 300m 以上 | 施工延長 300m につき 1 箇所以上 |

##### ④その他

活動組織と受託者と協議の上、確認内容を定める。

- (6) 活動組織の代表は、検査実施後、完了検査調書（別記様式3号）を作成するとともに、その結果を受託者に通知するものとする。
- (7) 受託者は、前項の通知内容に基づき、委託料請求書（別記様式4号）を活動組織の代表に提出するものとする。

#### 第5 実施状況の報告

- 1 活動組織の代表者は、毎年度、業務方法書第9条第1項に基づき、実施状況報告書を作成し、同項に規定する機関に提出するものとする。
- 2 実施状況報告書に記載する支出額の内、毎年度定める「森林・山村多面的機能発揮対策 参考単価表」に記載されているものについては、原則、この単価を上限として算定すること。

#### 附 則

- 1 この運用は、平成25年度事業から適用する。
- 2 この運用は、平成26年度事業から適用する。
- 3 この運用は、平成26年12月1日から摘要する。